

令和7年度雲仙天草国立公園（天草地域）広域周遊促進業務委託に係る仕様書

1 業務の名称

令和7年度雲仙天草国立公園（天草地域）広域周遊促進業務

2 目的

本国立公園の広域周遊促進を目的に、特に令和8年7月20日に国立公園指定70周年迎える天草地域を中心に、サイクリング世界大会をハブとした天草等周遊プランの造成、加えて周年記念等を一体的にPRできる特設HPを開設することで、広域周遊の促進及び滞在長期化を図ることを目的とする。

3 業務内容

本国立公園（特に天草地域）において、令和7年度から令和8年度にかけて天草地域で開催予定のサイクリング世界大会も見据え、サイクリストやその関係者に対し、訴求力のある雲仙天草国立公園の広域周遊プランを造成し、提案書等を成果物として納品するとともに必要なPR等を実施すること。

また、令和8年7月20日に国立公園指定70周年迎える天草地域において、観光客等が地元市町のイベント等を一体的に把握、国立公園を感じることでできる特設HPを開設するとともに、同HPを多言語化すること。

具体的には以下（1）及び（2）の業務を行うこと。

（1）サイクルツーリズムによる雲仙天草国立公園での広域周遊プラン造成業務

サイクリストやその関係者に対し、訴求力のある雲仙天草国立公園の魅力を十分に活かした広域周遊プランを1本造成すること。

なお、業務に当たっては、以下の①及び②の点に留意すること。

①造成要件

- ・令和7年度から令和8年度にかけて天草地域で開催予定のサイクリング世界大会を念頭に、サイクリストやその関係者に対し、訴求力のある雲仙天草国立公園の広域周遊プランを造成すること。
- ・本業務に必要な資料、データ及び情報の収集、写真の撮影等は、受託者が行うこととするが、必要に応じて県が協力するものとする。

②広域周遊促進のための工夫

- ・造成した広域周遊プランが実際に利用されるよう、魅力的な周知・広報等の案が盛り込まれていること。

（2）特設HP作成業務

主要なブラウザで閲覧できる特設HPを作成し、公表すること。

なお、業務に当たっては、以下の①及び②の点に留意すること。

①HP作成・公表要件

- ・閲覧者に対し、基本的な情報として、雲仙天草国立公園の概要と令和8年7月20日に天草地域が国立公園指定70周年記念を迎えることを訴求力のある形でHPに示すこと。

- ・天草地域の地元市町や熊本県天草広域本部と連携し、外部リンク等によりイベント等の情報発信が行えるようＨＰに掲載すること。
なお、外部リンクに係る一切の許可関係は、受託者が行うことを原則とする。
- ・（１）で作成する広域周遊プランと県が別途作成する広域周遊プランの少なくとも２つを当該ＨＰ上で掲載すること。
- ・ＨＰのイメージを企画提案書において示すこと。
- ・本業務の企画立案・撮影・デザイン（イラスト含む）・原稿作成・コピーライティング・レイアウト・編集・校正・工程管理など必要なすべての作業を行うこと。
- ・デザイン等で二次利用が困難なものについては、事前にその使用について協議することとし、印刷物で使用するタイトル、デザイン等の登録商標に関する確認（商標権侵害の有無等）は、受託者が行うこと。
- ・作成したＨＰは、インバウンド等も閲覧できるよう、多言語化のため、少なくとも３言語（英語、中国語（繁体字、簡体字））に翻訳または翻訳機能をつける等すること。

【参考：ＨＰの内容について】

- ・静止画、動画、周年記念の情報や魅力が伝わる説明文、雲仙天草国立公園の基本情報（利用拠点（別紙参照）等）、イベント情報等の外部リンク、広域周遊プラン等が想定される。
- ・県が造成・販売している体験プログラムについて、当該販売ページへの案内などを掲載する場合、企画提案時にその旨説明すること。
- ・上記のほか、国立公園区域外の観光地や観光施設、優れた自然景観及び自然体験等の魅力あるスポットについても、必要に応じて追加することを可能とし、ＨＰの内容は例に限るものではないこと。

②システム要件

- ・Google Chrome、Microsoft Edge 等の主要なブラウザで閲覧できるようにすること。
- ・URL により各 Web サイト等で共有できるよう、特設の Web サイトを開設すること。
なお、本業務で作成したＨＰについて、別途、サーバー契約が必要な場合、必要な維持管理経費について企画提案書で示すこととする。
- ・ＨＰの編集操作について説明する資料（表示される実際の画面、フローチャート、収集したデータの保管方法等）がある場合、提出すること。
- ・対応言語は原則、日本語とすること。

4 その他

- ・天草地域の２市１町、及び熊本県天草広域本部と必要に応じて協議を行うこと。
- ・本業務委託の目的達成のため、契約金額の範囲内において、追加提案することが可能であるため、積極的に提案すること。

5 委託期間

契約の日から令和７年３月１９日（木）までとする。

6 契約上限額

4, 000, 000円（消費税及び地方消費税を含む）

7 成果品

（1）成果物

- ・ 広域周遊プランについて、紙媒体（正1部、副1部、計2部）に加えて、CD・DVD等の電子データ保存メディアにより納品すること。
- ・ 特設HPを開設すること。
- ・ その他、必要と認められる書類及び写真、電子データ一式を納品すること。

（2）業務完了報告書

紙媒体（正1部、副1部、計2部）に加えて、CD・DVD等の電子データ保存メディアにより納品すること。

8 特記事項

（1）関係資料

雲仙天草国立公園の利用拠点（施設等）は、別添資料を参照。

（2）対象外経費

- ・ 受託者の財産取得となる経費
- ・ 特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの

例）受託者の備品購入費、アンケート調査等の参加者等に対する旅費、宿泊費、交流日、飲食費、販促品提供費、販促物の作成に係る経費（事業の企画に係る経費又は販促物試作にかかる経費を除く。）等

（3）その他

- ・ 委託業務の遂行にあたっては、県と十分に協議し、随時、進捗状況を報告すること。
- ・ 受託者は、本業務において知り得た情報について、他人に漏らし又は自己の利益とするために利用することはできない。また受託業務終了後も同様とする。
- ・ 個人情報の保護については十分な注意を図り、流出・損失が生じないこと。
- ・ 本業務により作成した成果物の著作権及び新たに撮影した画像、作成したデザイン等に関する著作権は、熊本県に帰属するものとし、商標権等があるものを除き、熊本県が広報上必要なものに利用することができるものとする。
なお、著作者人格権によって保障される各権利については県と受託者において契約時に相互に確認し、必要に応じた特約等を結ぶものとする。
- ・ 県は、本業務の実施にあたり、受託者が必要とする資料や情報等の提供について、できる限り協力する。
- ・ 事業の実施について、課題や問題点に係る対応および本仕様書に定めのない事柄が発生した場合は、県と十分に協議を行うこと。